

京都大学学術情報リポジトリ運用指針

(平成 20 年 5 月 30 日 京都大学学術情報リポジトリ特別委員会制定)

(平成 30 年 7 月 19 日 京都大学図書館協議会オープンアクセス特別委員会一部改正)

(令和 3 年 12 月 7 日 京都大学図書館協議会オープンアクセス・研究支援特別委員会一部改正)

(趣旨)

1. 京都大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、本学において作成された研究・教育活動の成果物（以下「研究・教育成果物」という。）を収集し、電子的形態での登録と恒久的保存を進め、学内外への無償公開を通して研究・教育活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすことを目的とする。この目的を達成するため、この指針により、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録範囲)

2. リポジトリに登録・蓄積・保存（以下「登録」という。）する範囲は、本学において作成された次の各号に掲げる研究・教育成果物とする。（文字資料以外の電子的資料（画像・データ集）を含む）
 - (1) 学術論文（学術雑誌掲載論文、プレプリント、学会発表資料等）
 - (2) 学位論文（博士論文、修士論文）・卒業論文
 - (3) 教育資料（講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等）
 - (4) 各種研究成果物の根拠となる研究データ
 - (5) 部局等が作成した紀要・研究記録等
 - (6) 学内に基盤をもつ学会・研究会が作成した紀要・研究会誌・研究記録等
 - (7) その他、京都大学図書館協議会オープンアクセス・研究支援特別委員会（以下「特別委員会」という。）が適当と認めたもの

(登録者)

3. リポジトリに研究・教育成果物を登録できる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 当該研究・教育成果物の作成に関与した本学の在籍者（過去に在籍したことのある者を含む）。
 - (2) (1)を構成員に含む団体。
 - (3) その他、特別委員会が適当と認めた者。

(登録の手続き)

4. 登録を希望する者（以下「登録者」という。）は、次項に掲げるリポジトリにおける取り扱いを承諾したうえで図書館機構長に登録書（別紙 1）を提出するものとする。ただし、登録者が団体である場合、図書館機構長との間の覚書をもって登録書にかえることができる。また、「京都大学学位規程」および「京都大学における博士学位論文のインター

ネット公表に関するガイドライン」に基づき、平成 25 年度以降に学位を授与された博士學位論文の登録、および、「京都大学オープンアクセス方針」に基づきリポジトリ登録システムから申請する登録については、登録書の提出を不要とするものとする。なおこの承諾により著作権は移転しない。

(リポジトリにおける取り扱い)

5. 京都大学は、リポジトリに登録されている研究・教育成果物を以下のように取り扱う。
 - (1) 当該研究・教育成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
 - (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する。
 - (3) 複製物の保全（バックアップ）及び利用のための複製を行う。
 - (4) 学内外の各種システム等との連携のために、研究・教育成果物の複製物及びメタデータを提供する。

(登録・公開)

6. リポジトリに登録する研究・教育成果物については、出版者の著作権、その他登録・公開に係る支障の無いことを調査したうえで登録・公開する。

(非公開・削除)

7. リポジトリに既に登録された研究・教育成果物が次の各号のいずれかに該当する場合、特別委員会の議を経て、登録された研究・教育成果物及びメタデータを非公開又は削除とする。なお、本項に言う「非公開」は研究・教育成果物のみを取り下げてメタデータは残すこと、「削除」は研究・教育成果物及びメタデータをリポジトリから取り下げることを指す。
 - (1) 非公開・削除申請を希望する者（以下、「申請者」という）より理由を付して図書館機構長に非公開の申請があり、正当な理由があると認められる場合。
 - (2) 申請者より理由を付して図書館機構長に削除の申請があり、真にやむを得ない理由があると認められる場合。
 - (3) 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する又は社会的にみて著しく不適切な内容を含むと認められる場合。

(利用条件)

8. リポジトリに登録された研究・教育成果物を利用しようとする者は、その利用に際して次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。
 - (1) 著作権法等の定める条件。
 - (2) 公開する研究・教育成果物が、リポジトリで公開する以前に出版者等により出版・公表されており、投稿規則あるいは出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合、その条件。
 - (3) リポジトリシステムに過大な負荷がかかるような、機械的な大量の検索及びダウンロード行為をしないこと。
 - (4) その他、本学のリポジトリ運用に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。

(利用条件の周知)

9. 図書館機構長は、公開に際し、前項に定める利用条件をウェブサイトを通じて周知する。

(データ提供の申請)

10. 第5項第4号に掲げる研究・教育成果物の複製物及びメタデータの提供を希望する者は、図書館機構長に申請書を提出するものとする。

(免責事項)

11. リポジトリでの研究・教育成果物の登録・公開あるいは利用によって生じた損害について、京都大学はその責任を負わない。

(事務組織)

12. リポジトリに係る事務は、附属図書館において処理する。

(その他)

13. この運用指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年6月19日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年7月17日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年12月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。